

ID: 407

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅としての使用許可		
例規名 根拠条項	名寄市営住宅管理条例 第49条第1項		
例規番号	平成18年条例第189号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(中堅所得者等の使用)</p> <p>第49条 市長は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別な事由により市公営住宅を同号イ又はロに掲げる者(以下「中堅所得者等」という。)に使用させることが必要であると認めるときは、市公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市公営住宅を中堅所得者等に使用させることができる。</p> <p>2 前項の規定により中堅所得者等に市公営住宅を使用させる場合における当該市公営住宅の管理については、この章に定めるところによる。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文及び第51条の規定による。</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第51条 第49条の規定により、市公営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第26条各号に掲げる者であること。</p> <p>(2) 暴力団員でないこと。</p> <p>(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族があるときは、当該親族が前号に掲げる条件を具備する者であること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日